

令和 7 年 5 月 27 日

青森地域広域事務組合消防本部予防課長

令和 7 年度「危険物安全週間」における防災訓練の実施について

令和 7 年 6 月 8 日（日）から 6 月 14 日（土）までの 1 週間、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を図るため、全国一斉に「危険物安全週間」行事が実施されます。

当事務組合では、その一環として青森地区石油コンビナート等特別防災区域において、地震発生による屋外タンク貯蔵所からの火災発生を想定した防災訓練を実施しますので、取材・報道をお願いします。



日時

令和 7 年 6 月 10 日（火）午前 10 時 00 分～10 時 30 分

場所

東西オイルターミナル株式会社青森油槽所 A 地区（青森市柳川二丁目 1-9）

訓練内容

- (1) 通報訓練
- (2) 自衛消防隊による消火訓練
- (3) 共同防災センター、青森消防合同による消火訓練
（大型高所放水車 2 台からの一斉放水）

その他

取材時はヘルメットを貸し出しますので着装をお願いします。



「令和7年度危険物安全週間」におけるタンク火災訓練の概要

1 訓練実施日時

令和7年6月10日（火） 10時00分から10時30分

2 訓練実施場所

東西オイルターミナル株式会社青森油槽所 A 地区
青森市柳川二丁目1番9号

3 訓練想定

令和7年6月10日（火）午前10時00分、青森県東方沖約130kmの海底を震源とするマグニチュード「7.6」の強い地震が発生、青森市では最大震度「6弱」が観測された。
この地震によりNo.301 特定屋外タンク貯蔵所（灯油）から火災が発生したことを想定する。

4 訓練項目

- （1）通報訓練
- （2）駆付要員合同訓練
- （3）自衛消防隊による消火訓練
- （4）共同防災センター、青森消防合同による消火訓練

5 参加車両及び人員

東西オイルターミナル株式会社青森油槽所	自衛消防隊		12名
青森防災事業所	高所放水車、大型化学車、原液搬送車	3台	8名
中央消防署本署	指揮隊車	1台	4名
沖館分署	大型高所放水車、大型化学車、泡原液搬送車	3台	8名
		合計	7台 32名

6 訓練講評

講評 青森消防本部 予防課長 葛西 幸彦

あいさつ 青森地区石油コンビナート等特別防災区域協議会 会長 細川 智美



【問合せ先】

青森地域広域事務組合

消防本部予防課

担当：主幹 木村、主査 佐藤、主任 清野

電話：017-775-0853

令和7年度「危険物安全週間」行事実施概要

1 「危険物安全週間」の広報及びのぼり旗の掲出

期 間 令和7年6月8日（日）から6月14日（土）までの7日間
区 域 青森地域広域事務組合 管内一円の広報及び各署所におけるのぼりの掲出
実施機関 消防本部予防課、各消防署

2 危険物施設の立入検査

(1) ジャパンオイルネットワーク株式会社青森油槽所

日 時 令和7年6月13日（金）10時00分から12時00分まで
場 所 青森市大字野内字浦島
実 施 者 消防本部予防課危険物保安チーム職員
対象施設 油槽所内各危険物施設（屋内貯蔵所・屋外タンク貯蔵所・一般取扱所・移送取扱所）

(2) 東西オイルターミナル株式会社青森油槽所

日 時 令和7年6月9日（月）13時30分から15時30分まで
場 所 青森市柳川二丁目、沖館一丁目
青森地区石油コンビナート等特別防災区域内油槽所
実 施 者 消防本部予防課危険物保安チーム職員
対象施設 油槽所内各危険物施設
（屋外貯蔵所・屋内貯蔵所・屋外タンク貯蔵所・一般取扱所・移送取扱所）

3 危険物施設消防訓練

日 時 令和7年6月10日（火）10時00分から10時30分まで
実施場所 東西オイルターミナル株式会社青森油槽所 青森市柳川二丁目
実施期間 東西オイルターミナル、石油防災株式会社青森防災事業所、中央消防署
内 容 屋外タンク貯蔵所からの火災等を想定した訓練

4 危険物施設従事者実務研修会

日 時 令和7年6月10日（火）11時00分から12時00分まで
研 修 会 青森市本町二丁目 アートホテル青森
実施機関及び対象者 消防本部、青森地区石油コンビナート等特別防災区域協議会、
県トラック協会青森支部タンクローリー部会

5 危険物施設安全推進講習会

日 時 令和7年6月12日（木） 14時00分から15時30分まで
場 所 消防合同庁舎4階体育室
対 象 者 給油取扱所及び改正地下貯蔵タンク施設関係者

★危険物安全週間とは

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、平成2年に消防庁により制定され、以来毎年6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間）に全国の消防本部において各種事業が実施されております。

今年度は、6月8日から14日までの1週間となっております。

★危険物とは

危険物とは、消防法で定められているもので、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

1. 火災発生の危険性が大きいもの
2. 火災拡大の危険性が大きいもの
3. 消火の困難性が高いもの

私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・軽油等の燃料類や油性塗料等があります。

★この油槽所はどのような場所

構内には、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、屋内貯蔵所、一般取扱所、移送取扱所の各施設が設置され、多くの危険物の貯蔵、取扱等が行われております。

また、石油コンビナート等災害防止法に基づき、「青森地区石油コンビナート等特別防災区域」に指定されており、防災対策の強化が図られております。

★青森市内にある危険物施設数は。油槽所の数は

青森消防管内(青森市・平内町・外ヶ浜町・今別町・蓬田村)にある危険物施設数は、令和6年4月1日現在、1,814施設。主な危険物施設は、移動タンク貯蔵所785、地下タンク貯蔵所497、給油取扱所184となっております。

★危険物火災があった場合に出動する化学車の数は

青森消防管内には、危険物火災に対応するため、化学車3台のほか、コンビナート火災に対応するための大型化学車・大型高所放水車・泡原液搬送車で編成する「三点セット」と呼ばれる消防車が配備されております。また、特別防災区域内には、コンビナート火災に対応するため、民間企業で編成される「三点セット」も配備されております。